

令和7年3月18日 予算決算常任委員会 会議録

- 日時 令和7年3月18日（火） 午前8時58分～午前9時25分
- 場所 議場
- 出席委員 津川俊仁、前田栄治、中山功一、河本文哉、井川敦雄、蓑原美百合、尾嶋準一、奥田伸行、秋山修、油本朋也、斉尾智弘、町田貴子、長谷川昭二、阪本和俊、野田秀樹
- 欠席委員 なし
- 執行部職員等 なし
- 議会事務局 手嶋局長、福嶋主幹、長谷川事務補佐員

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (8:58)

○津川委員長

ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたしたいと思います。

ただいまの出席委員は15人でありますので、定足数に達してまことを報告します。

2 付託議案の審査（討論・採決）

○津川委員長

それでは、付託の議案に対する審査、討論と採決を行います。なお、議長におかれましては、本委員会の委員ではありますが、申合せによりまして、採決には加わらないということになっておりますので、申し添えておきます。

（1）議案第18号 令和7年度北栄町一般会計予算

○津川委員長

初めに、議案第18号、令和7年度北栄町一般会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。（発言する者あり）

討論も、委員会の場合は自席でお願いします。委員会ですので、手挙げ順でお願いします。

○長谷川委員

長谷川昭二です。私は、議案18号、令和7年度北栄町一般会計予算につきまして、反対の立場で討論を行います。

理由の1は、窓口庶務業務の民間委託は偽装請負や個人情報漏えいのおそれがあること。2に正規職員から会計年度任用職員への置き換えが進み、賃金格差が大きくなっており、改善が求められます。3にマイナンバーカードの普及は給付金の受取口座やマイナ保険証の誤登録、個人情報の漏えいという重大な問題が起きていること。4に青山剛昌ふるさと館再生備事業による観光振興事業が優先され、町民生活を支える施策への影響が懸念されること。5に専門性の高い保育職員に非正規雇用が多く、雇用待遇に格差があり、保育の質の低下につながりかねないこと。6に学校給食では偽装請負の疑いがある調理の民間委託が行われ、栄養管理職員と調理員との一体的運営が損なわれていること。7に賃金上昇が物価高騰に追いつかず、子育て家庭の家計を直撃しています。そうした下で、健全な食生活の確立のための給食無償化や奨学資金の支援など、教育の機会均等を保障するための支援策が不十分であること。8に耐え難い負担となっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料、利用料などを軽減するなど、

町民の暮らしを守る施策が不十分であることであります。

以上の理由を申し上げて、討論といたします。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

蓑原です。私は、議案18号、令和7年度北栄町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

予算は、住民福祉向上のために、住民生活を維持・改善・向上させるために必要な行政サービスとして提案されるものです。歳出について、目的別で予算額の構成比で見ると、商工費は昨年に比べて3.9%増の8.8%ですが、民生費は昨年に比べて1.9%減の25.2%となっています。また、町政運営の指針であるまちづくりビジョンについて見ますと、生涯学び未来を育てるまちづくりについても、若者、女性に選ばれる町になるためにも子育て支援の充実が必要ですが、その予算組みが不十分です。また、次に、誰一人取り残さないまちづくりについても、いきいきサロン、老人クラブ、団体等の担い手不足のために活動が推進できない状況があります。町民が心身共に健康で快適に、かつ将来の不安なく暮らすことができるために、課題解決できるような予算となっていません。次に、安全で持続可能なまちづくりについてですが、高齢者数がピークになるのは2025年、少子化の影響もあり高齢化率が増加していく見込みとされていますが、誰もが外出しやすい持続可能な移動手段の確保を図っていく必要がありますが、地域内で必要とする移動手段の取組の予算が不足しています。次に、人と人とのつながりを育むまちづくりについてですが、交流の推進、地域コミュニティの活性化がありますが、町民が気軽に集まることができる機会や場所の充実、多世代交流の促進についての予算づけが不足しています。誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らし続けるためにもっと町民の暮らしに直結した、少しでも町民の暮らしがよくなるような予算にすべきです。

以上、当初予算への反対討論といたします。

○津川委員長

そのほか討論はございませんか。（なし）

ないようですので、討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

11の方が起立されました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（2）議案第19号 令和7年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第19号、令和7年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

長谷川です。議案第19号、令和7年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険の加入者は低所得者、年金暮らしの高齢者の占める割合が高く、医療を

切実に必要としています。しかし、保険税は自己負担が高く暮らしを圧迫しています。また、令和7年度から5年かけて段階的に進められる医療費水準の統一化で、納付金額は増大し保険税の負担増につながりかねません。根本的解決には国の負担割合を大幅に引き上げることが必要ですが、町独自にも軽減制度を設け、安心して医療を受けられることが求められます。しかし、そうした施策が不十分であることです。

以上、理由を申し上げて討論いたします。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。(なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

11の方が起立されました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(3) 議案第20号 令和7年度北栄町介護保険事業特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第20号、令和7年度北栄町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第20号、令和7年度北栄町介護保険事業特別会計予算につきましては、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は創設以来、施設入居者の食費・居住費の自己負担化、原則1割の利用料を一部に3割への引上げ、要支援者を介護保険給付から外し自治体が運営する総合事業に移すなど、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪の連続です。さらに、ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出するなど提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行しています。高齢になれば誰でも安心して必要な介護が受けられる制度にすることを求める立場から、本案に反対をするものであります。

○津川委員長

ほかに討論はありませんか。ございませんか。(なし)

そうしますと討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

11の方が起立されました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(4) 議案第21号 令和7年度北栄町栄財産区特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第21号、令和7年度北栄町栄財産区特別会計予算に対する討論を行います。ございませんか。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(5) 議案第22号 令和7年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第22号、令和7年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算に対する討論を行います。ございませんか。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(6) 議案第23号 令和7年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第23号、令和7年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

長谷川です。議案第23号、令和7年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は原則1割、現役並み所得者3割とされてきましたが、単身で年収200万円以上の人の窓口負担を2割に引き上げる改悪が強行されたために深刻な受診抑制が起こっています。その上、政府は3割負担の対象をさらに広げる方針を打ち出しています。こうした保険料の上げが高齢者に大きな負担となっているにもかかわらず、保険料軽減特例の廃止や低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小するなど、高齢者への医療差別と際限のない負担の押しつけが行われています。国費投入による抜本的な制度改革を求める立場から本案に反対をいたします。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。(なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

11人の起立者がありました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(7) 議案第24号 令和7年度北栄町水道事業会計予算

○津川委員長

次に、議案第24号、令和7年度北栄町水道事業会計予算に対する討論を行います。ございませんか。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。
本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(8) 議案第25号 令和7年度北栄町下水道事業会計予算

○津川委員長

次に、議案第25号、令和7年度北栄町下水道事業会計予算に対する討論を行います。
長谷川委員。

○長谷川委員

長谷川です。私は、議案第25号、令和7年度北栄町下水道事業会計予算につきましては、反対の立場で討論を行います。理由は、使用料の引上げが繰り返され、県内他市町村に比べても非常に高くなっていることです。加えて、物価高騰が高齢者の年金生活を直撃し、暮らしていけないという悲鳴が上がっています。自公政権が、物価上昇を下回る年金改定で実質減額を続け、第2次安倍政権以降の12年間に公的年金は実質で7.8%も削減されました。こうしたことから、年金暮らしなど所得の低い人にとっては耐え難い負担となっているものです。町民の暮らしを守るために、使用料の引下げを求める立場から本案に反対をいたします。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。(なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

12の方が起立されました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(9) 議案第26号 令和7年度北栄町風力発電事業会計予算

○津川委員長

次に、議案第26号、令和7年度北栄町風力発電事業会計予算に対する討論を行います。

蓑原委員。

○蓑原委員

蓑原です。私は、議案第26号、令和7年度風力発電事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成17年11月より9基の風車運営が開始されました。令和8年3月の固定価格買取制度、FIT終了時には施設を撤去の方針となっています。しかしながら、昨年、民間事業者エナテクスから9基全ての譲渡の提案があり、譲渡に向けて検討中です。そのような状況で、令和7年度予算として支出、修繕費として4,727万4,000円が計上されていますが、北条砂丘風力発電所電気事業経営戦略、計画は令和3年度から令和7年度のものですが、その中で、老朽化対策の見通しとして、修繕に要する費用が増加傾向にあり、今後も施設の老朽化を伴う大規模修繕のリスクがある。令和6年度及び令和7年度については費用対効果の見込めない大規模修繕は行わず、故障機は運転を停止することとし、

とあります。修繕費4,727万4,000円という財源は、住民福祉の向上につながる、住民生活が少しでも向上する施策に充てることを要望し反対いたします。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。(なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○津川委員長

12人の委員が起立されました。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(10) 議案第27号 令和6年度北栄町一般会計補正予算(第10号)

○津川委員長

次に、議案第27号、令和6年度北栄町一般会計補正予算(第10号)に対する討論を行います。ございませんか。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(11) 議案第28号 令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

○津川委員長

次に、議案第28号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。ありませんか。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(12) 議案第29号 令和6年度北栄町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○津川委員長

次に、議案第29号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(13) 議案第30号 令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算(第4号)

○津川委員長

次に、議案第30号、令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(14) 議案第31号 令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

○津川委員長

次に、議案第31号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。(なし)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、付託されました14議案の審査は全て終了しました。

このあと、委員会報告の取りまとめについてお諮りします。

先ほど決定した報告書の案を皆様既に既にお渡ししてあります、お開きください。この案には、下の表の3の審査の結果の表の中の審査の結果に記入がありません。14議案全て原案可決となりましたので、第18号から31号の全ての議案に対して原案可決という文字を入れ込んで提出書としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

なら、そのようにさせていただきますので、報告書の作成についてはそのようにさせていただきます。

事務局、誤字脱字のないようによろしくお願いします。

○手嶋局長

はい。

3 協議事項

(1) 閉会中の継続調査申出について

○津川委員長

そうすると、3番の協議事項に入ります。

委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

(日程の)2ページに閉会中の継続調査申出書(所管事務)の案をお配りさせていただきます。御覧ください。

このようなことで、継続調査申出書を提出するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

では、(案)という文字を消していただいて提出をお願いします。

4 その他

○津川委員長

そうすると、4番、その他です。
事務局のほうではありますか。

○手嶋局長

御用意したものはございません。

○津川委員長

その他、皆さんのほうで何かございましたらお願いします。ございませんね。

5 閉会 (9:25)

○津川委員長

そうしますと、以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会します。ありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。